

令和4年1月度  
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和4年1月25日(火) 午後1時30分～午後1時57分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3階 大会議室

3. 議 事

- 日程第1 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

4. 出席した農業委員(12名)

1番 飯塚 信子	2番 岩崎 十三江	3番 木村 輝義
5番 櫻井 正彦	6番 関口 裕	7番 高野 光和
8番 長澤 修一	9番 深澤 良朗	10番 藤生 定雄
11番 星野 邦夫	12番 前原 卓	13番 根岸 始

5. 欠席した農業委員(1名)

4番 小林 利信

6. 出席した農地利用最適化推進委員(0名)

7. 欠席した農地利用最適化推進委員(13名)

8. 出席した事務局職員(4名)

事務局長 荒井 英夫	事務局長補佐 森田 憲一
主査 下田 幸子	主任 古郷 真吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和4年1月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、4番 小林 利信 委員が欠席です。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員13名中、現在の出席委員は12名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は0名です。それでは、開会に先立ちまして、根岸会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会長 議事に入らせていただきます。

#### 会期の決定

会長 会期決定についてお諮りいたします。令和4年1月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 会期は令和4年1月25日一日限りといたします。

#### 議事録署名人の決定

会長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「7番：高野 光和 委員」と「8番：長澤 修一 委員」の両名をお願いいたします。

#### 議事

##### 議案第1号

会長 日程第1議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番から番号2番  
(議案書：申請人、土地の表示の説明)  
番号1番。自宅に隣接している申請地を敷地拡張用地といたく申請するもの。始末書添付。畑(転用許可済地)333㎡と一体利用。  
番号2番。自宅に隣接している申請地を敷地拡張用地といたく申請するもの。始末書添付。宅地499.27㎡と一体利用。  
以上2件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

##### 1番

会長 番号1番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会長 番号1番の案件について、大間々6区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員 12番、前原です。地図の1番をご覧下さい。〇〇から南へ80～100メートル向かいます。〇〇の先を右折します。普通車が1台通れる位の道を30～40メートルほど進みます。右側が申請地です。住宅の一部で隣地との境界が非常に曖昧な場所

です。始末書も提出されておりますし、農地に戻すのも困難かと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、申請地は街区の宅地面積が40%越えにある農地であり、第3種農地と判断します。転用せずに使用していた追認案件であり、資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

## 2番

会 長 番号2番についても、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

会 長 番号2番の案件について、大間々15区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員 11番、星野です。地図の2番をご覧ください。〇〇を渡って突き当たりを右折し、〇〇へ3キロメートルほど向かいます。〇〇の手前300メートルほどに道路沿いを走る川を横断する様に橋が掛かっています。その橋を渡ってY字路を右に入ったところに申請地があります。植木等もありましたが、奥に畑がありまして野菜をいくらか作っている様子でした。宅地と一体利用ということでやむを得ないと思えますが、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は、他の農地区分に非該当で生産性が低い農地でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。転用せずに使用していた追認案件であり、周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

#### 議案第 2 号

会 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番は 3 ページ、議案第 3 号番号 4 番との農地法第 5 条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりよろしくお願いいたします。

#### 議案第 3 号

会 長 日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番から番号 4 番  
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)  
番号 1 番。現在、アパートに居住していますが、手狭になったため、父から申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。  
番号 2 番。現在、建設業を営んでいますが、自宅に隣接した申請地を買い受け、作業所及び資材置場用地としたく申請するもの。始末書添付。宅地の一部と一体利用。  
番号 3 番。申請地の隣接地で自動車販売業を営んでいますが、販売台数を増やすため、申請地を借り受け、社用車及び販売車の駐車場として使用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。  
番号 4 番。番号 4 番については、議案第 2 号番号 1 番との農地法第 5 条計画変更との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。お手数ですが 2 ページにお戻り下さい。  
番号 1 番。平成 21 年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、申請地に住宅を建築したいとの要望があり計画を変更するもの。平成 21 年 5 月 19 日に 5 条許可。全部承継。農地法第 5 条同時申請。3 ページをお願いします。  
番号 4 番。受け人、渡し人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。一般住宅用地。売買。現在、借家住まいをしていますが、手狭になったため、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。農地法第 5 条計画変更同時申請。  
以上 5 件の審議について、よろしくお願いいたします。

## 1番

会 長

番号1番について、笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員

5番、櫻井です。地図の3番をご覧ください。申請地は〇〇と〇〇が交差する信号から東に100メートルほどに位置します。北側には〇〇があり、周囲は宅地があります。宅地として使ったほうが良いのかなという印象を受けました。慎重審議をお願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は、申請地は街区の宅地面積が40%越えにある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

## 2番

会 長

番号2番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局

(始末書の朗読)

会 長

番号2番について、笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員

5番、櫻井です。地図の4番をご覧ください。〇〇と〇〇の〇〇がある信号を南下します。3つめの信号を北西に北上します。〇〇を西に入って左手側が申請地です。現地を確認したところ、始末書の通りで、南側は畑でしたが、北側は30~40年ほど資材置場として利用されている様な印象でした。申請者が述べているとおりです。慎重審議をお願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は、申請地は街区の宅地面積が40%越えにある農地であり、第3種農

地と判断します。転用せずに使用していた追認案件であり、資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

### 3番

会 長 番号3番について、笠懸3区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、藤生です。地図の5番をご覧ください。申請地は〇〇の〇〇から見て道を挟んだ向かい側にあります。〇〇の東側になります。〇〇が駐車場として利用したいとのことです。駐車場として利用してもらえるのであれば、隣接する用水路にゴミが入らないので、〇〇としては良いのかなと思います。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

### 議案第2号番号1番、4番

会 長 番号4番については、議案第2号番号1番の農地法第5条計画変更との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、高野です。地図の6番をご覧ください。〇〇を南下します。久宮の〇〇の信号を東に向かって100メートル進みます。十字路を南下します。突き当たりが申請地です。住宅街の一角であり何ら問題はないと思いますが、慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。まず最初に、議案第2号番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第2号番号1番について採決をいたします。議案第2号番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第2号番号1番の申請は可決いたします。

会 長 次に番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

事務局 番号5番  
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)  
番号5番。自宅に隣接している申請地を買い受け、敷地拡張したく申請するもの。宅地と一体利用。  
以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

5番

- 会 長 番号5番について、笠懸7区の担当委員より説明をお願いします。
- 8番委員 8番、長澤です。地図の7番をご覧ください。申請地は〇〇を南下し、〇〇を越え、150メートルほど進みます。T字路を西に向かい、150メートルほど進みます。右手側が申請地です。申請地は家庭菜園の様に植えられていましたが、周囲がお墓と住宅に囲まれた狭い土地です。畑としては利用が難しい農地の印象です。慎重審議をお願いいたします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。
- 会 長 日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 今回は新規設定が3件、再設定が8件ございます。  
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権の説明)  
新規設定3件、地積合計は1,701㎡となります。  
よろしくご審議のほど、お願いいたします。
- 会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号3番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号3番について採決をいたします。番号1番から番号3番について可決することに異議はありませんか。



(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番は可決いたします。

事 務 局 (議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、  
設定する利用権の説明)  
再設定 8 件、地積合計は 10,433 m<sup>2</sup>となります。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 8 番につきまして、ご意見等ご  
ざいますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 8 番について採決をいたします。番  
号 1 番から番号 8 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番、  
番号 6 番、番号 7 番、番号 8 番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和 4 年 1  
月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 4 年 1 月 25 日 午後 1 時 57 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名捺印する。

議事録署名人

会 長

.....

7 番委員

.....

8 番委員

.....